

関東実業団少林寺拳法連盟規約

関東実業団少林寺拳法連盟

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 本規約は、一般財団法人少林寺拳法連盟（以下「(一般財) 少林寺拳法連盟」という）の普通団体会員たる本連盟の基本規範として、本連盟が定めるものである。

2 本規約は、(一般財) 少林寺拳法連盟が本連盟の設立・加盟申請を許可してその会員名簿に本連盟を登録した時点で、発効する。

(名称)

第2条 本連盟は、「関東実業団少林寺拳法連盟」と称する。

(事務所)

第3条 本連盟は、事務所を関東実業団少林寺拳法連盟理事長宅に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本連盟は、少林寺拳法創始者宗道臣（開祖）が創始した少林寺拳法の普及・振興を図り、もって国民の健全な心身の発達および公益の増進に寄与するという、(一般財) 少林寺拳法連盟の目的に賛同し、(一般財) 少林寺拳法連盟の団体会員としてその各種規定・指示通達に従った活動・運営を通じて、関東地区実業団内において少林寺拳法の普及、振興を図るとともに、関東地区内における少林寺拳法関係諸団体相互の融和、互助、親睦及び調整を図ることを目的とする。

(事業)

第5条 本連盟は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) (一般財) 少林寺拳法連盟が主催する大会への出場
- (2) (一般財) 少林寺拳法連盟の委託にもとづく昇格考試の実施
- (3) (一般財) 少林寺拳法連盟の許可にもとづく大会・演武会・研修会・講習会等の主催
- (4) 少林寺拳法に関する刊行物等の発行及び諸文献資料等の保存
- (5) 関東地区内における青少年教育関係諸団体及び武道、スポーツ団体との交流
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 構 成 員

(加盟団体)

第6条 本連盟は、以下の団体（加盟団体）で構成する。

- (1) 関東地区内に設立された、(一般財) 少林寺拳法連盟の実業団各支部
- (2) 関東地区内に設立され、かつ本連盟理事会で承認された少林寺拳法の財団支部を準加

盟とすることができる

(加盟団体の基本的責務)

- 第7条 加盟団体は、本連盟の目的及び事業をよく理解し、その達成のために活動・協力するとともに、本連盟の名誉とその加盟団体としての品位を保たなければならない。
- 2 加盟団体は、別に定めるところに従い、本連盟に会費を納入しなければならない。
 - 3 加盟団体は、本連盟の各種規則・指示通達等に従わなければならないが、本連盟から当該加盟団体の少林寺拳法およびそれに関連する活動について説明や資料提示を求められたときには、これに応じなければならない。
 - 4 加盟団体は、本連盟が入会している（一般財）少林寺拳法連盟から、少林寺拳法およびそれに関連する活動について説明や資料提示を求められたときも、これに応じなければならない。
 - 5 加盟団体は、本連盟の同意を得ることなく、少林寺拳法を修練・教育する場を追加・変更したりしてはならない。
 - 6 加盟団体は、本連盟の許可を得ることなく、少林寺拳法の修練・教育を行う任意団体を設立しまたはそれに加入・所属したりしてはならない。
 - 7 加盟団体は、本連盟組織の人間関係を他の目的のために濫用してはならない。

(加盟団体の権利)

- 第8条 加盟団体及びこれに所属する（一般財）少林寺拳法連盟の普通個人会員は、本連盟が主催する各種行事に参加することができる。

(加盟)

- 第9条 第6条に規定する団体は、本連盟に届け出て、理事会の議決を経て、入会することができる。
- 2 本連盟は、加盟を許可する団体を会員名簿に登録する。
 - 3 本連盟に加盟する団体は、法人格を取得してはならない。

(登録有効期限)

- 第10条 加盟登録の有効期限は、登録後最初に到来する3月31日までとする。

(登録更新)

- 第11条 登録継続を希望する加盟団体は、別に定めるところに従い、期限までに更新手続をとらなければならない。
- 2 期限までに更新手続をしない加盟団体は、期限経過後は加盟団体としての権利を停止される。
 - 3 本連盟は、期限経過後180日を経ても更新手続をしない加盟団体を脱退したものとみなすことができる。

(規約)

- 第12条 加盟団体は、加盟に際して、規約を定めなければならない。
- 2 第6条(2)に規定する団体は、規約を制定し又は改正しようとするときは、本連盟の承認を得なければならない。

(脱退)

第13条 加盟団体は、本連盟に届け出て、理事会の議決を経て、本連盟から脱退することができる。本連盟は、加盟団体が適切に廃止・引き継ぎを終えるまでの間、脱退を承認しないことができる。

(加盟団体たる地位の喪失)

第14条 加盟団体が次の各号に該当するときは、会員名簿の登録を抹消され、加盟団体たる地位を失う。

- (1) 脱退したとき
- (2) 団体を廃止したときまたは団体構成員がいなくなったとき
- (3) 本連盟から除名処分を受けたとき
- (4) 第6条に規定する団体としての地位を喪失したとき

2 加盟団体は、加盟団体たる地位を喪失した後は、「少林寺拳法」及びこれに類似する名称を使用してはならない。また、少林寺拳法を修練・教育する団体としての性格を保有してはならない。

(禁止事項)

第15条 加盟団体は、以下の行為をしてはならない。

- (1) 加盟団体としての活動の範囲を超えて、少林寺拳法の名称・商標を許可なく使用すること
- (2) 加盟団体としての活動の範囲内において、少林寺拳法の名称・商標を使用するに当たり、その品位・価値を貶めること
- (3) 少林寺拳法の思想や技術に関する出版物・映像物等を、許可なく制作・販売・配布・公開すること

(除名その他の処分・措置)

第16条 加盟団体が以下の各号に該当するときは、本連盟は、総会において構成員数の3分の2以上の議決を経て、当該加盟団体を除名することができる。

- (1) 加盟団体としての活動が、本連盟の目的に反し、あるいは本連盟の目的を阻害すると認められるとき
- (2) 本連盟の諸規則・指示通達、各加盟団体の規約等に則った運営・活動が行われておらず、当該加盟団体による自力改善が困難と認められるとき
- (3) 団体としての活動が1年以上行われず、あるいは、代表者がいない状態が6か月以上続くなど、加盟団体としての実体が存在しないと認められるとき

2 加盟団体に前項各号に準ずる事由その他の非違行為があるときは、本連盟は、理事会の議決を経て、当該加盟団体に対して、改組勧告・活動制限その他の処分を行うことができる。

3 加盟団体に前2項に該当する疑いが生じたときは、理事長は、処分を決するまでの間、当該加盟団体に対して、加盟団体としての活動を停止させることができる。この措置は、6か月以内に処分が決められず、かつ、活動停止期間延長の決定もなされなかったときは、その効力を

失う。

- 4 加盟団体に第1項・第2項に該当する疑いが生じたときは、理事長は、前項の措置をとると否とに関わらず、当該加盟団体に対して運営指導を行うことができる。

(体協加盟等のための任意団体)

第17条 加盟団体は、体育協会加盟等のために必要がある場合には、本連盟及び(一般財)少林寺拳法連盟の許可を得て、市区町村などの単位で任意団体(市町村協会、市町村連盟等)を形成することができる。ただし、その任意団体は、以下の各号及び本連盟が別に定める要件をみたすものでなければならない。

- (1) 本連盟の加盟団体(準加盟を含む)のみによって構成されるものであること
- (2) 組織・運営・会計等について定めた規約をもつものであること
- (3) その長は、その任意団体を構成する加盟団体の所属長であること
- (4) 法人格を取得しないものであること
- (5) 本連盟の諸規則・指示・通達・指導・監督に服するものであること
- (6) (一般財)少林寺拳法連盟の指示通達等にも従うものとし、(一般財)少林寺拳法連盟からその活動に関連する事項について説明や資料提示を求められたときには、これに応じるものであること

2 本連盟は、加盟団体が前項の任意団体を形成しようとするときは、その内容及び責任者を(一般財)少林寺拳法連盟に報告等して、(一般財)少林寺拳法連盟に対する許可申請を取り次ぐ。

3 加盟団体は、第1項の任意団体を形成したときは、任意団体の活動に関しても、本連盟及び(一般財)少林寺拳法連盟の指導監督に服さなければならない。

4 加盟団体は、第1項の任意団体を形成したときは、任意団体の活動に関する事項についても、本連盟から説明や資料提示を求められたときには、これに応じなければならない。また、本連盟が入会している(一般財)少林寺拳法連盟から説明や資料提示を求められたときも、同様とする。

第4章 組 織

(総会)

第18条 本連盟の重要事項に関する意思決定機関として、総会を置く。

2 総会は、加盟団体の長全員によって構成し、役員を選任、規約の改正、予算及び決算、事業計画その他重要な案件を議決する。

3 総会は、毎年少なくとも1回、理事長がこれを招集する。

4 理事長は、必要と認めたときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

5 総会の構成員の3分の1以上から総会の招集の請求があったときには、理事長は、その請求のあった日から20日以内に総会を招集しなければならない。理事長がこれを行わなかった場合には、総会の招集を請求した構成員は、その全員の名において総会を招集することができる。

6 総会の定足数は、構成員の半数以上とする。

7 総会の議長は、出席者の中から、理事長が指名する。理事長が欠けている場合には、議長は総会において選出する。議長は議決権を有しない。

- 8 総会の議決は、別段の定めがあるほかは、出席者の過半数による。賛否両数のときは議長の決するところによる。

(理事長)

第19条 本連盟には理事長1名を置く。

- 2 理事長は、本連盟の運営の責任者として、(一般財)少林寺拳法連盟の定款・会員規程・その他の各種規則・指示通達等に従い、本連盟の規約等に則って、本連盟を運営するとともに、対外的に本連盟を代表する。
- 3 理事長は、(一般財)少林寺拳法連盟の普通個人会員たる地位と、本連盟の加盟団体の長たる地位とを、ともに有する者の中から、総会において選出し、(一般財)少林寺拳法連盟の承認を受ける。
- 4 総会で選出された理事長候補者は、(一般財)少林寺拳法連盟の承認を受けた時点で、理事長に就任する。
- 5 理事長が第3項の地位のいずれかを喪失し、又は第3項の(一般財)少林寺拳法連盟による承認が取り消されたときは、当然に理事長たる地位を失う。
- 6 理事長は、(一般財)少林寺拳法連盟が主催する理事長研修会を受講しなければならない。

(役員)

第20条 本連盟には、理事長のほかに、次の役員を置く。

- (1) 副理事長 定数3名 理事長を補佐し、理事長に事故のあるとき又は理事長が欠けたときはその職務を代行する。
 - (2) 事務局長 定数1名 本連盟の事務を統括する。
 - (3) 理事 (理事長を含む) 定数11名 理事長とともに理事会を構成し、本連盟の業務を分掌する。
 - (4) 会計 定数1名 本連盟の会計を統括する。
 - (5) 監事 定数2名 会計及び事業を監査する。
- 2 理事及び監事は、加盟団体の長の中から、総会において選任する。
 - 3 副理事長、事務局長及び会計は、理事の中から、理事会において選任する。
 - 4 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
 - 5 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
 - 6 役員は、辞任又は任期満了後も、後任者が就任するまでの間、なおその職務を行う。
 - 7 役員は、加盟団体の長でなくなった場合は、同時に役員としての地位を喪失する。
 - 8 役員について、心身の故障のためその職務に堪えないと認められるとき、又は職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるときは、総会において当該役員を解任することができる。
 - 9 本連盟は、役員選任・変更があったときは、その内容を速やかに(一般財)少林寺拳法連盟に届け出る。
 - 10 本連盟には、第1項のほか、会長、副会長、顧問、相談役等の名誉役員を置くことができる。

(理事会)

第21条 本連盟の業務遂行に関する意思決定機関として、理事会を置く。理事会は、理事長及び全理事によって構成する。

- 2 理事会は、毎年少なくとも1回原則として月1回、理事長がこれを招集する。
- 3 理事長は、理事会の構成員の3分の1以上から理事会の招集の請求があったときには、理事長は理事会を速やかに招集しなければならない。理事長がこれを行わなかった場合には、理事会の招集を請求した構成員は、その全員の名において理事会を招集することができる。
- 4 理事会の定足数は、理事の定数の半数以上とする。
- 5 理事会の議長は理事長又は理事長が指名した者が務める。議長は議決権を有しない。
- 6 理事会の議決は、別段の定めがあるほかは、出席者の過半数による。賛否同数のときは議長の決するところによる。
- 7 理事会には、第1項のほか、役員以外に本連盟の事務を遂行する事務局員を若干名置くことができる。
- 8 事務局員は、加盟団体の長又はこれに所属する（一般財）少林寺拳法連盟の普通個人会員の中から、理事会において選任する。

(ブロック)

第22条 本連盟は、第4条の目的を達成するために必要な場合に、加盟団体を地域等のまとまりごとに区分して、ブロックとすることができる。

- 2 ブロックには責任者（ブロック長）1名を置く。ブロック長は、ブロックにおいて選任する。
- 3 本連盟は、第1項のブロックを編成したときは、その構成団体及びブロック長を（一般財）少林寺拳法連盟に届け出る。ブロックの構成団体やブロック長を変更したときも、同様とする。
- 4 ブロックに関する詳細については、別に定める。

第5章 運営・会計

(書類の備付及び提出)

第23条 本連盟は、（一般財）少林寺拳法連盟への加盟許可書及び（一般財）少林寺拳法連盟が定める各種書類を、事務所に備え付ける。

- 2 本連盟は、（一般財）少林寺拳法連盟に求められた場合には、前項の各種書類その他本連盟の運営に係る（第17条の任意団体に関するものを含む）一切の帳簿、書類等を、（一般財）少林寺拳法連盟に提出する。

(経費)

第24条 本連盟の経費は、入会金、会費、（一般財）少林寺拳法連盟その他の団体・個人からの寄付金その他の収入をもって充てる。

(入会金・会費)

第25条 本連盟の入会金及び会費は、総会の議決を経て別に定める。

(会計年度)

第26条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

(会計の運用)

第27条 本連盟の会計は、(一般財)少林寺拳法連盟が策定する会計準則及び本規約等に則り、厳正にこれを行う。第22条1項のブロックを編成したときは、ブロックごとに会計責任者を置くなどして、適正にこれを行う。

2 本連盟は、本連盟主催の大会・演武会・研修会・講習会・合宿・記念行事・懇親会・各種イベントに必要な場合(実費)を除いて、(一般財)少林寺拳法連盟の明示の許可がない限り、(一般財)少林寺拳法連盟の普通個人会員から直接金銭を徴収しない。

(収支計算)

第28条 理事長は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に、当該年度の収支決算報告書について、監事の監査を経たうえで、総会の承認を求めなくてはならない。

2 本連盟は、毎会計年度終了後3ヶ月以内に、前項の監査・承認を経た当該年度の収支決算報告書を、(一般財)少林寺拳法連盟に提出する。

第6章 補 則

(規約の変更)

第29条 本規約を変更しようとするときは、総会の議決を経たうえで、(一般財)少林寺拳法連盟の許可を得なければならない。

(解散及び残余財産の帰属)

第30条 本連盟が解散しようとするときは、総会において構成員数の3分の2以上の議決を経たうえで、(一般財)少林寺拳法連盟の承認を得なければならない。

2 本連盟が解散した場合における残余財産(ただし、積極財産に限る)は、(一般財)少林寺拳法連盟に帰属するものとする。

(細則)

第31条 本規約の実施に必要な細則は、総会の議決を経て、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 本規約は、2012年 4月 1日から施行する。

(任意団体に関する経過措置)

2 第17条1項の規定は、本規約の施行期日に既に存在する任意団体については、本規約の施行期日から起算して1年間は、適用しない。